

令和8年度 入湯税を活用した観光まちづくり案 提案募集要項

【令和8年9月3日訂正版】

本要項は、令和8年8月19日に公表した募集要項を訂正したものです。主な訂正は、2「募集対象」において（1）ハード整備施策を必須とし、（2）及び（3）を（1）に資する任意の提案として位置づけた点です。応募にあたっては本訂正版によってください。なお、質問の受付期限、回答の公表及び企画提案書等の提出期限に変更はありません。

1 業務の目的

東伊豆町では、町全体及び各地区における観光コンセプトの整理を進めてきました。今後は、それらのコンセプトを実際の空間の整備へとつなげるとともに、その活用及び運営を通じて、地域の魅力向上及び持続可能な観光地域づくりを推進していく必要があります。

本募集は、入湯税を財源として、東伊豆町の観光コンセプトに沿った観光施設等の整備に関する提案を広く募集し、地域課題解決及び観光魅力向上につながる施策を選定することを目的として実施するものです。

2 募集対象

本募集は、東伊豆町全体又は各地区の観光コンセプトに沿ったハード整備施策に関する提案を対象とします。

提案には、下記（1）のハード整備施策を必ず含めてください。（1）を含まない提案は、本募集の対象外とします。

（2）ソフト施策及び（3）仕組みづくり施策は、（1）ハード整備施策の付加価値を高める要素として評価します。

（1）ハード整備施策【必須】

施設、空間、設備等の整備に関する提案

- ・景観整備
- ・滞在空間整備
- ・回遊拠点整備
- ・サイン整備
- ・空き施設活用
- ・温泉地魅力向上施策 等

（2）ソフト施策【任意】

（1）により整備する施設・空間を活用し、その魅力を高める取組

- ・地域体験プログラム
- ・情報発信
- ・回遊促進施策
- ・地域文化活用
- ・ナイトコンテンツ 等

（3）仕組みづくり施策【任意】

（1）により整備する施設・空間を継続的に運営し、自走化を図るための取組

- ・エリアマネジメント
- ・官民連携
- ・公設民営
- ・地域運営組織形成
- ・人材育成
- ・地域交通施策 等

※ (2) 又は (3) のみを内容とする提案は、本募集の対象外となります。

※ (2) 及び (3) の提案は任意ですが、5 (3) 持続可能性の評価において考慮します。

※ 本募集は提案を選定するものであり、事業予算の配分を決定するものではありません。また、入湯税の収入は、鉱泉源の保護管理施設、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興に要する費用に充てられるものであり、その全額が本募集に係る整備に充てられるものではありません。

3 募集対象地区及びコンセプト

- ・東伊豆町全体 「日常と旅が重なるまち」
～住む人の快適さが、そのまま滞在の価値になる～
- ・大川地区 「清流とのどかな風土が育む自然のアトリエ、やすらぎと人情のおもてなし」
- ・北川地区 「月と海を感じながら、歴史と坂の暮らしを歩く港町」
- ・熱川・奈良本地区 「湯けむりが道しるべ、時間をあずけるまち」
〈温泉旅館街エリアテーマ〉 熱川の顔 — 湯けむりが迎える観光の中心
〈居住エリアテーマ〉 熱川の里 — 日常の延長に旅人を迎えるまち
〈別荘エリアテーマ〉 奥熱川 — 静けさと私的な時間を守る高台のエリア
- ・片瀬・白田地区 「風景と人が迎える、ウェルネス散歩のまち」
- ・稲取地区 「海と温泉、昭和レトロが織りなす癒しの港町」
〈温泉場テーマ〉 温泉旅館を活かし、歩きたくなる観光交流（住民と観光客が充実した時間を過ごせる）発展エリア
〈漁港テーマ〉 散策が楽しめる古き良き港町の情緒が活かされるエリア
〈里山テーマ〉 【 】に感動し、自然を慈しむエリア

※ 複数地区にまたがる提案も可能です。

4 応募資格

応募できる者は、以下のいずれかに該当する者とします。

- ・地域団体
- ・民間事業者
- ・観光関連事業者
- ・任意団体
- ・NPO 法人
- ・学校関係者
- ・地域プレイヤー
- ・その他、町長が適当と認める者

※ 単独応募、共同提案いずれも可能です。

5 重視する視点

本募集では、以下の視点を重視します。

(1) 観光コンセプトとの整合性

東伊豆町及び対象地区の観光コンセプトに沿っているか。

(2) 地域波及性

地域全体への効果や回遊促進、滞在時間延長等につながるか。

(3) 持続可能性

単年度で終わらず、継続運営又は自走化が期待できるか。整備する施設・空間について、(2)又は(3)の取組により継続的な運営が見込まれるかを含めて評価します。

(4) 実現可能性

体制、スケジュール、費用等が現実的であるか。整備を予定する場所の権利関係及び関係者との調整の見通しを含みます。

(5) 独自性・先進性

東伊豆らしさや新規性があるか。

6 選定方法

(1) 審査体制

町、有識者及び観光関係者等で構成する選定委員会が、評価項目に従って協議を行い、適切な提案を選定します。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び応募者のプレゼンテーション等により、評価項目をもとに100点満点で審査し、委員会での協議により適切な提案を選定します。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、管理責任者となる予定の者は必ず出席してください。ただし、合計点が一定の点数に満たない提案については、委員会で協議し、候補とはしない場合があります。なお、提案の選定は1点とは限りません。

(3) プレゼンテーション実施の有無

当該企画募集にあつては、書類審査の後、選定された提案についてプレゼンテーションの実施を行います。

- ・プレゼンテーション日程 令和8年9月下旬以降
- ・プレゼンテーション会場 東伊豆町役場（予定）

(4) 実施時間

プレゼンテーション30分、その後、選定委員による質疑応答を行います。

(5) 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり

(6) 留意事項

ア プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等の内容に基づき行うものとし、当日における追加提案や追加資料の配布は認めません。

イ プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者側で用意するものとします。プロジェクター及びスクリーンについては所管課で用意しますが、使用したい機器等があれば持参して構いません。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知します。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じません。

7 提案にあたっての留意事項

- ・提案には、2 (1) ハード整備施策を必ず含めてください。これを含まない提案は対象外となります。
- ・特定施設又は特定事業者のみの利益に限定される提案は対象外となる場合があります。
- ・地域との合意形成又は調整状況について確認を行う場合があります。
- ・必要に応じ、提案内容の修正及び追加説明を求める場合があります。
- ・提案内容によっては、関係法令確認又は別途協議が必要となる場合があります。
- ・提案内容（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）の帰属は東伊豆町とし、提案内容がそのまま反映されない場合があります。提案者は、東伊豆町及び東伊豆町が指定する者に対し、著作権者人格権を行使しないものとします。
- ・採択された提案者は案をブラッシュアップするための検討委員会に参加していただきます。

8 まちづくり案決定までのスケジュール

項目	日程・期限
募集開始	令和8年8月19日（水）
質問の受付	令和8年8月19日（水）～令和8年9月11日（金）
質問の回答	随時（最終回答 令和8年9月18日（金））
企画提案書等の提出期限	令和8年9月25日（金）
提案内容審査（プレゼンテーション）	令和8年9月下旬以降 ※対象者には別途通知にてお知らせします
審査結果通知書交付	令和8年10月中旬
検討委員会	令和8年11月以降

9 提出書類等

(1) 提出書類及び部数

- ア 企画提案書 1部
- イ 企画提案事業費積算書 1部
- ウ その他必要資料

(2) 提出期限

令和8年9月25日（金）午後5時

(3) 提出方法

ア 郵送（必着）

イ 担当課への持参

※持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までに持参すること。

ウ 東伊豆町ホームページ内のフォームへの入力

（４）書類作成時の留意事項（紙媒体での提出の場合）

ア 企画提案書には、企画コンセプト、全体の構成案、デザイン案等の具体的な提案を明記すること。また、整備を予定する場所（位置図）、整備の内容及び規模並びに当該土地又は建物の権利関係の状況を明記すること。２（２）又は（３）の取組を併せて提案する場合は、２（１）の整備との関係を明らかにすること。

イ 企画提案事業費積算書は、工事費、設計費その他の経費を区分し、新設と既存施設の改修の別を明らかにして、できる限り詳細に記載すること。

ウ 提出書類のサイズはA4版とする。資料の都合上、部分的にA3版とするときは、片袖折にして綴じ込むこと。

エ （１）の提出書類一式をア～ウの順に並べ、フラットファイルに綴じ、見出しが分かりやすいようにインデックスを貼ること。

１０ 質問書の提出及び回答の公表

質問がある場合は、質問箇所について明示した上で、以下のとおり提出すること。

（１）提出期限 令和８年８月１９日（水）から令和８年９月１１日（金）１７時まで

（２）提出方法 質問事項は、質問書【別紙１】に記載の上、東伊豆町観光産業課まで電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の電話等での質問については、一切対応しないものとする。
【E-mail : kankou@town.higashiizu.lg.jp】

（３）回答の公表 寄せられた質問は随時回答を作成し、令和８年９月１８日（金）１７時までに東伊豆町ホームページ上で公表するものとする。その際、質問者の名前は伏せて公表する。

１１ 提案内容のブラッシュアップについて

採択案については検討委員会でブラッシュアップ作業を実施します。

なお、本募集はまちづくり案を選定するものであり、事業の実施者を決定するものではありません。採択された提案者が当該事業の実施を受託することを保証するものではなく、事業化にあたっての実施主体及び手法は、内容に応じて別途決定します。

１２ その他の留意事項

（１）提案数に上限はありません。

（２）応募に要する一切の費用については、提案者の負担とします。検討委員会への出席に要する費用についても同様です。

（３）提案者は、企画提案書の提出をもって、本募集要項の内容及び条件について承諾したものとみなします。

（４）提出されたすべての書類は返却しません。

（５）提出期限を過ぎた書類の提出、再提出、修正、変更及び差替えは認めません。

（６）プレゼンテーションは原則として対面形式により実施しますが、提案者が対面形式で実施する

ことができない特段の事情があると認められる場合は、その他手段によるプレゼンテーションの実施を検討するものとします。

(7) 審査結果についての個別異議申し立ては受け付けません。

1 3 所管課（書類提出先）

東伊豆町観光産業課観光商工係

住所：〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354 電話番号：0557-95-6301

メールアドレス：kankou@town.higashiizu.lg.jp